

認定補聴器技能者養成事業の流れ

認定補聴器技能者の養成事業は、補聴器の安全で効果的な使用に資するために必要な補聴器販売業務に関する知識及び技能を修得していると認定される補聴器技能者の養成を目的としております。

認定補聴器技能者養成の促進とその知識及び技能の一層の向上を図るため、平成22年度からこの事業の受講資格者の拡大、講習内容の拡充改善、養成期間の短縮等を行う大幅な改正が行われました。

■ 受講資格者

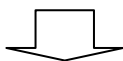
この養成事業の受講資格者は、学校教育法に規定する大学入学資格以上（高等学校卒業等）の学歴を有する者です。なお、言語聴覚士の資格を有する者については、養成課程の一部の受講等が免除されております。

■ 養成課程のステップ

① 第Ⅰ期養成課程

第1年度

- e ラーニング：学科20 課目、46 時限の講義（1 時限 = 45 分）
インターネットにより、自宅等で学習します。各講習課目の最後に設けられた問題で、履修の程度を自分で確認できます。
講習課目は、補聴器販売、聴覚生理、難聴病理、音声学、補聴器音響学、補聴器の種類と構造や特性測定、高齢者・難聴者の心理とリハビリテーション等です。
- スクーリング：7 時限の講義、6 時限の実習の集合講習（2 日間）
講習課目は、職業倫理、補聴器フィッティングのための聴力測定、補聴効果評価法、耳型採取等です。
- 第Ⅰ期養成課程修了試験
スクーリングの終了後、第Ⅰ期養成課程修了試験を行います。この試験に合格しないと第Ⅱ期養成課程に進めません。不合格の場合は、翌年度以降再受験してください。



② 第Ⅱ期養成課程

第2年度

- 学科21 課目、44 時限の集合講習（5 日間）
講習課目は、医事法規、医療倫理、高齢者や難聴者の心理、聴覚検査法、補聴器に関する知識や調整、補聴効果の評価とカウンセリング、販売現場の管理業務、症例検討等です。
- 第Ⅱ期養成課程修了試験
講習終了後、第Ⅱ期養成課程修了試験を行います。この試験に合格しないと第Ⅲ期養成課程に進めません。不合格の場合は、翌年度以降再受験してください。



③ 第Ⅲ期養成課程

第3年度

- 学科5 課目、16 時限の実技実習に関する集合講習（2 日間）
講習課目は、医事・薬事等関係法規の理解の確認、補聴器フィッティングのための聴力測定、耳型採取、補聴器の選択と調整、衛生管理等です。



④第Ⅳ期養成課程

第 4 年度

- 学科 5 課目、5 時限の集合講習(1 日)

5 課目、5 時限の補聴器の安全で効果的な供給・使用の推進を目的とした補聴器関係団体や医学会の活動等に関する集合講習です。



⑤認定補聴器技能者認定試験

- 受験資格者 認定試験を受験できる者は、第Ⅰ期養成課程から第Ⅳ期養成課程までの講習を修了し、日本耳鼻咽喉科学会の補聴器相談医の指導承諾を得ている者です。

- 試験課目 10 課目の学科試験(択一式 2 時間及び記述式 2 時間)と 3 課目の実技に関する筆記試験(1 時間 30 分)があります。

- 認定補聴器技能者登録簿への登録

認定試験合格者は、認定補聴器技能者登録簿に登録され、認定補聴器技能者の資格が与えられ、認定証書と認定補聴器技能者カードが交付されます。なお、この登録の有効期間は 5 年間で、資格の継続を希望する者は、登録更新の手続を行わなければなりません。



⑥認定補聴器技能者に対する講習

資格取得後 5 年間

- 学科 7 課目 14 時限の集合講習

認定補聴器技能者は、5 年間の資格の有効期間内に、その知識と技能の向上並びに業務運営の改善を目的とする下記の 7 課目を受講することが求められます。講習課目は、法規、装用希望者への対応(接遇)、補聴器装用に関連する臨床医学、補聴器装用に関連する音声・言語、補聴器の機能・音響、障害者福祉・リハビリテーション、フィッティングです。



⑦認定補聴器技能者の登録更新

- 登録更新の申請

認定補聴器技能者資格の更新を希望する者は、その資格の有効期間の終了前に、⑥の講習を受講して、認定補聴器技能者登録簿への更新登録を申請しなければなりません。